

納税者のための制度

税金は定められた期限までに納めなければなりませんが、次のような場合には、納税の猶予、納期限の延長、減免など納税の救済の方法があります。詳しくは、福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご相談ください。

納税の猶予

災害等により県税を一時に納付できない場合には、申請により、納税が猶予される場合があります。

なお、納税の猶予には徴収猶予と換価の猶予があり、いずれも1年以内（事情により2年以内）の期間に限り納税が猶予されます。

●徴収猶予

次のときには、県税の徴収が猶予される場合があります。

- ・本人の財産が災害または盗難にあったとき。
- ・本人や家族が病気や負傷をしたとき。
- ・事業に大きな損失を受けたときまたは廃業や休業をしたとき。

●換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときは、差押えによる財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

納期限の延長

災害などにより期限までに納税できないときは、災害などがやんだ日から2月以内に限り税金の納期限が延長されます。

税額の減免

●災害時の減免

個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉱区税、軽油引取税などを納める人で、災害その他特別の事情があるときは、その税金の一部または全額が減免されます。

●身体障がい者等の減免（P26）

自動車税種別割、自動車税環境性能割

※ 東日本大震災の被害を受けられた方は、上記のほか、自動車税環境性能割の非課税措置などの特例措置を受けられますので、詳しくは、県のホームページをご覧いただか、ご相談ください。

更正の請求・不服申立て

更正の請求

税金を過大に申告してしまったときは、納期限から5年以内ならば減額するよう更正の請求ができます。

不服申立て

県税の課税や徴収の処分に不服があるときは、知事に対して審査請求ができます。処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に手続をしなければなりません。